

会員奨励賞規定

平成 25 年 11 月 7 日制定

(目的)

第 1 条 バイオメディカル・ファジィ・システム学会は会員の努力を顕彰し、一層の研究奨励のために会員奨励賞を設ける。

(資格)

第 2 条 年次大会で口頭発表を行う 42 歳以下の正会員は、会員奨励賞に申し込むことができる。
2 会員奨励賞に申し込むことによって会員奨励賞候補者となり、審査を受けることができる。

(選考委員会)

第 3 条 会長は、会員奨励賞選考委員長を指名する。
2 会員奨励賞選考委員長は、会員奨励賞選考委員会を組織する。
3 選考委員の人数と人選は、会員奨励賞選考委員長が決定する。

(選考方法)

第 4 条 会員奨励賞の審査は、年次大会の抄録論文審査によって行う。

(受賞者数)

第 5 条 会員奨励賞の受賞者数は、会員奨励賞候補者数に応じて決める。

(受賞の回数制限)

第 6 条 2 年連続の受賞はない。

(その他)

第 7 条 具体的事項については、会員奨励賞細則で定める。

附則 本規定は平成 25 年 11 月 7 日より施行する。

会員奨励賞細則

平成 25 年 11 月 7 日制定

(目的)

第1条 本細則は、会員奨励賞の具体的事項を定める。

(選考委員)

第2条 会員奨励賞候補者 1 名に対して選考委員 3 名で審査する。

(評価方法)

第3条 抄録論文の評価は整合性、独創性、発展性の 3 項目 5 段階評価、計 15 点とする。

2 抄録論文の評価には、次のスケールを使用する。

1) 論文の整合性；(最も優秀：5・4・3・2・1)

2) 論文の独創性；(最も優秀：5・4・3・2・1)

3) 論文の発展性；(最も優秀：5・4・3・2・1)

3 会員奨励賞候補者の総合評価は、選考委員 3 名の評価を集計した得点、45 点満点とする。

4 会員奨励賞の質保証のために、抄録評価の 27 点以上 (45 点満点) を受賞対象とする。

(受賞者数)

第4条 1 年の表彰数は、会員奨励賞候補者 8 名に対し 1 名程度を目安とする。

附則 本規定は平成 25 年 11 月 7 日より施行する。